

# 令和2年度 第1回神奈川県社会福祉審議会総会(書面開催)における質疑内容等について

資料 6

委員名	項目	質疑等	回答
加藤 忠相	「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定(素案)について	<1>普及啓発、本人発信支援について 認知症の人の発信や参加のみならず「起用」をしていくことで共同創造の社会になると思います。外部評価などに当事者の声を入れるために仕事として起用していくことを考えるべきです。	本人発信の取組の1つである「かながわオレンジ大使(認知症本人大使)」の取組において、大使自ら事業の企画に関わっていただくこととし、記載を追加しました。このほか、「<3>④ ○本人や家族の視点を踏まえた諸課題の検討」(P66)では認知症の人本人に、施策の検討に参画していただく取組について記載しています。
加藤 忠相	「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定(素案)について	③介護サービス事業者の適切な指定について これは計画にはないですが、実施に際して余裕のある公募期間と、「事業経験のある者が対象」などの文言は除いてほしいです。2035、2040年に向けてチャレンジングな精神をもった事業者が参入できません。 全体的に現状維持バイアスで、未来に向けた意識がないように思えます。	介護サービス事業所の公募については、市町村で行っているところですが、ご意見のような意欲のある事業所の参入を妨げないよう、必要に応じ市町村に対し指導を行います。
内藤 則義	「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定(素案)について	<5>ケアラー(介護者)への支援 近年ヤングケアラーの問題が言われている。県としても実態を調査すべきである。	ヤングケアラーについては、1月から2月下旬まで厚生労働省と文部科学省が学校を通じての調査を実施したところであり、4月以降に調査結果が公表される予定です。 なお、県でも独自に地域包括支援センターに在所したケアラーを対象に、2月12日から3月19日まで調査を実施しました。調査結果を踏まえてケアラーが抱える実態を把握し、今後のケアラー支援施策の検討に活かしてまいります。
内藤 則義	「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定(素案)について	<1>介護ロボット・ICTを活用した介護職員の負担軽減について 人手不足を補う為、介護ロボットの実用化に向け、充実していくべきである。	介護ロボット・ICTの普及については、県としても導入に際しての補助を行う、活用を促すセミナーを開催するなど、積極的に推進するとともに、介護報酬や人員基準で更に評価されるよう、引き続き国に対し働きかけを行います。
青地 千晴	「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定(素案)について	介護職員の人材不足は、深刻な状況(P15)です。現在コロナ禍で失業している人も多く、その方達が何かの形で、医療や介護に仕事が転換できないだろうか？	「かながわ福祉人材センター」による無料職業紹介・あっせん事業、就職相談会や、キャリア支援専門員によるきめ細かなマッチング支援により、介護人材の確保を図ってまいります。
青地 千晴	「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定(素案)について	認知症の人が事故にあった場合の損害賠償(鉄道や交通事故など)の保険制度への取り組みを望みたい。	「<4>② ○認知症等行方不明SOSネットワークの運営」(P67)の取組の中で、市町村が契約者となり、ネットワーク登録者を被保険者として賠償責任保険に加入している事例の共有を進めることを追記します。
青地 千晴	「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定(素案)について	介護従事者へのPCR検査を優先的に無料でやってほしい。	施設・居住系サービスの職員を対象に、2月からPCR検査を実施しています。

委員名	項目	質疑等	回答
姜 文江	「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定(素案)について	【主要事業】総合相談支援事業の主語が「地域の高齢者」のみだが、P4や23で「地域共生社会」として高齢者だけでなく複合的な家族の問題が意識され、P40でもケアラーの支援としてこの総合相談支援事業を挙げているのであれば、ここでの主語は「地域の高齢者とその家族」であるべきだと思います。(より積極的に修正するなら「誰もが」だけでよいと個人的には思います)	P31「総合相談支援事業」の主語を「地域の高齢者とその家族が」に変更しました。
姜 文江	「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定(素案)について	【主要事業】総合相談支援事業 ①のネットワークの関係者に当然市町村の行政担当が入ると思うが、「①介護サービス事業者…」とくると、高齢担当の係のみがネットワークに入り、例えば障害担当や子ども担当は③のつなげる先の「適切な機関」にすぎないのではないかと、とも読めます。地域共生社会の考え方からすれば、「総合相談支援」のネットワークには、必ず常に高齢、障がい、子どもの担当行政職員は入り、他の機関につなげるとしても、常時その結果を把握している人が①のネットワークを構成しているようにしないと、当該複合問題を抱えた家族の包括的・継続的な支援にはならないと思います。その意味で、①のネットワークを高齢担当に限定しているのであれば広げるべきではないかと思えますし、全ての担当者が入るのであれば、誤解のないようその旨記載した方がよいと思います。	ご指摘のとおり、地域包括支援センターは8050問題やダブルケアなどにも対応できるよう、高齢分野だけではなく、様々な分野の関係機関等とネットワークを構築することが求められます。ご意見を踏まえ、P31の「総合相談支援事業」を、「～地域における保健・医療・福祉、権利擁護等についての高齢分野だけではない様々な分野の関係者とのネットワークの構築」としました。
姜 文江	「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定(素案)について	③地域で支えるための人材の育成と体制づくり について 【主要事業】として記載されている「地域福祉関係職員研修」が曖昧な点が気になりました。「職員研修」である点に鑑みると、県の職員の研修のようですが、「地域において～育成」というと、新たな人材を発掘することのようにも読めます。また、そもそも「〇地域福祉を推進する人材の活動支援・育成」の柱書にこの「地域福祉関係職員」の役割が書かれていないために、どうしてこの研修が主要事業になるのかわからない、という問題もあるかと思えます。私は、基本的には県の福祉に関する職員である以上、全員が地域における課題やニーズを発見し、解決に導くことができるための研修は受けてほしいと思っていますが、仮に、この通常の基本的なレベルを超えて、さらにアドバイザー的な役割を担うという趣旨であれば、その位置づけや役割を柱書に明記したうえで、その研修をどのような職員に受けてもらい、何を期待するのか、もっと明確にしてほしいと思います。	ご意見については、P40の記載に反映しました。「〇 地域福祉を推進する人材の活動支援・育成」の4段落目に次を追記「また、県では、住民が主体的、積極的に参画した地域づくりを進めるよう、市町村職員等への研修を実施するなど、地域の実情に応じた市町村の取組を支援します。」 また、P40の主要事業「地域福祉関係職員研修」の記載を素案(パブリックコメント)版で次のように対応するとともに、ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。市町村とも意見交換を行いながらよりよい研修について検討してまいります。「地域住民一人ひとりが地域社会を担う一員として、主体的、積極的に参画した地域づくりを進めるため、市町村職員や社協職員等の地域福祉に関わる職員に対して、地域福祉の担い手の育成や地域への働きかけ等に関する研修を行い、市町村の地域福祉の推進を支援します。」に修正。

委員名	項目	質疑等	回答
姜 文江	「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定(素案)について	ケアラー(介護者)への支援について 施策の方向として、離職の話しか書かれていませんが、私はそもそも「家族に頼らない、地域で支える介護」を目指して、その旨ここに明記してほしいと思います。 ケアラーの離職の問題は、家族が抱える問題の一端にすぎず、昔からとくに障がい者を抱える家族には相当な負担がかかっています。そのために障がいのある家族やちょっと問題を起こした子どもを施設に入れざるを得なかったり、精神障害者の社会的入院もいまだにありません。 地域共生社会を目指すのであれば、これらすべての家族の抱えている問題である「家族が介護／お世話する」という発想を転換し、一人一人の生活を大事にし、その上で家族のつながりを維持できるよう、地域で支えていくということをみんなが意識した方がよいのではないかと思います。そのために、「施策の方向」として明記してほしいと思います。	ご意見を踏まえ、P42「①家族等ケアラー支援の推進」の3段落目を追記しました。 「介護する人自身が、介護を理由に自分らしい人生を送ることが損なわれないように支援することを新たな視点として、～地域で支えられる体制づくりを進めます。また、ケアラー支援に当たっては、介護だけではなく、関係分野と連携して取り組みます。」
姜 文江	「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定(素案)について	①高齢者向け住宅の整備 について 個人的なイメージの問題かもしれませんが、シルバーハウジングについて「高齢者世話付き住宅」とかっこ書きされていますが、動物の世話と同レベルな印象を受けました。せめて「お世話」にするか「高齢者援助者付き住宅」の方がよいのではないかと思います。	「高齢者世話付き住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業実施要綱」(令和2年8月27日老福第168号 厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知)で用いられている文言として使用しています。
姜 文江	「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定(素案)について	①高齢者虐待防止の取組の推進 について 「〇市町村の役割」と記載されていますが、この第2段落で述べていることはP31の「総合相談支援事業」とは別なのでしょうか。 私は同じでよいと思いますし、その方が効率的・合理性があり、実際も現場ではいろいろな問題が生じていて、その中に虐待になりそうな問題も含まれてくるので、峻別することは困難だと思います。ですので、「総合相談支援事業」として高齢者虐待防止の取組も含めるとここで明記してよいのではと思いました。	高齢者虐待防止の取組におけるネットワークは必ずしも「総合相談支援事業」のネットワークと同じではなく、地域の実情に応じて、独自の高齢者虐待防止ネットワークの構築を進めていることがわかるような記載としました(P48)。
姜 文江	「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定(素案)について	①保健・医療・福祉分野への参入促進について ここは内容を読むと個人の就労を支援し、これらの分野への就業、定着を図ろうとするものと思われそうですが、このような場合に「参入」という言葉を用いるのか、個人的には違和感を覚えました。別分野で活動している民間事業者を呼び込み印象を受けたからです。国語には自信がないので、感想です。 なお、P114の④の「参入」はぎりぎりよいかと思います。	「参入」という言葉は、国が定めた総合確保方針や社会保障審議会福祉人材確保専門委員会において、新たに介護業界に就労する人を増やすという意味で使われていることから用いています。
姜 文江	「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定(素案)について	④福祉・介護人材の安定的な確保対策 ⑤福祉介護人材の定着の促進 どちらも人材の定着促進を含んでおり、整理されていない印象を受けました。	介護人材の確保・定着については、確保と定着の両方の要素を含んだ事業がありますので、確保と定着の重心に応じて、それぞれの項目に整理しています。
姜 文江	「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定(素案)について	P123②拘束なき介護の取組の推進(再掲なので元の部分も) 「施設や事業所においては」緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束の行為を行ってはならないと記載されていますが、身体拘束は、病院であっても緊急やむを得ない場合(さらに厳しい要件が告示や判例上課されています)しかできません。このような書き方をすると他のところではできると誤解を招きますので、修正してください。	P50、128「施設や事業所においては」を削除しました。

委員名	項目	質疑等	回答
加藤 忠相	津久井やまゆり園の再生について	なぜ非公募でかながわ共同会なのかわかりません。モニュメント の説明よりも、周辺環境との交流を考えたハードのあり方なのか？等の説明がほしいです。	<p>令和元年12月5日の知事の発言以降、利用者やご家族から「令和3年度中に安心して入所し、安定した生活を送ることができるようにしてほしい」、「意思決定支援に影響の出ないようにしてほしい」などのご意見をいただきました。そのため、令和3年度の開設から公募で選んだ指定管理者とする方針でしたが、令和4年度末まで非公募でかながわ共同会に指定管理者として継続する方針に変更しました。</p> <p>津久井やまゆり園の整備に当たっては、地域との交流が自然に生まれる空間づくりのため、敷地の境界は塀ではなく植栽や花壇で区画したり、敷地内にベンチを点在させるなどの工夫を行うとともに、ともに生きる社会における障害者支援施設のモデルとなるよう、施設内外における地域との連携を推進しています。</p>
姜 文江	津久井やまゆり園の再生について	<p>今回、指定管理者を非公募でかながわ共同会として手続を進める予定になっていますが、これについては、利用者の意見は聞いているのでしょうか。</p> <p>令和元年12月5日の令和元年第3回神奈川県議会定例会の本会議において「津久井やまゆり園の再生後の運営」について知事が発言した内容によれば公募の方針となっており、その後の経過によれば(<a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/cnt/f537189/index.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/cnt/f537189/index.html</a>【津久井やまゆり園の再生に向けた取組みHP】)、指定管理について検討がなされていた様子が不明です。</p> <p>いつ、だれの判断で、非公募となり、かながわ共同会が審査の対象とされたのか、県のホームページに記載していただくか(すでに記載されていれば、該当箇所をご教示ください。)、当審議会でご報告いただければと思います。</p>	<p>令和元年12月5日の知事の発言以降、利用者やご家族から「令和3年度中に安心して入所し、安定した生活を送ることができるようにしてほしい」、「意思決定支援に影響の出ないようにしてほしい」などのご意見をいただきました。そのため、令和3年度の開設から公募で選んだ指定管理者とする方針でしたが、令和4年度末まで非公募でかながわ共同会に指定管理者として継続する方針に変更しました。</p> <p>令和2年3月25日、かながわ共同会の理事長と知事が面会し、知事から県の方針について直接伝えたと、理事長からは県の方針を承諾するとともに、利用者支援の指摘について真摯に向き合い、改善に取り組む旨の発言がありました。</p> <p>令和2年5月18日、県議会厚生常任委員会において、新しい施設の開所に合わせて、令和3年8月から令和4年度末まで、かながわ共同会を非公募として審査を行うことを報告しました。</p>
横松 佐智子	津久井やまゆり園の再生について	<p>水を基本としたモニュメントのデザインは納得できる。(できれば水を循環型になると良い)</p> <p>加害者と同様の考え方をする人たちが、いまだ一定程度いる事は検証し、伝えていくことの大切さ、必要性を思う。</p>	<p>モニュメントに使用する水は少量であるため、循環器の設置は考えておりません。</p> <p>事件で命を奪われた利用者への鎮魂の思いとともに、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念も踏まえた、差別や偏見のない社会を目指す誓いと、事件を風化させないための後世へのメッセージを伝えるため、モニュメントを整備しています。整備後は県職員の研修や小中学校の教育に活用したいと考えています。</p>

委員名	項目	質疑等	回答
内藤 則義	津久井やまゆり園の再生について	鎮魂のモニュメントの整備について、犠牲者への追悼の意を表しているか再度検討されたし。	モニュメントの設計にあたっては、選定業者からの提案に基づき、ご遺族、利用者等の関係者から幅広く意見を聴取し、手続きを進めてきました。追討を表すものとして、追悼する命が一見してわかるよう、水鏡のまわりから水が19本流れ落ちるデザインにしてほしい、献花台には19本の「やまゆりの花」の絵を掘ってほしいという意見をいただき、設計に反映させています。
小島 健一	特別養護老人ホームの従来型居室の定員に係る基準について	最終的には整備をする運営法人の判断になるだろうが、選択肢として多床室が可である経過措置を残すべきだったと思う。個室だけになれば、ケアワーカー人員増が必要になり、昨今の介護士不足を考えると非生産的であると思う。	特別養護老人ホームについては、在宅と同様な居住環境のもとで適切なケアを進めることが必要であると考え、本県では個室とリビング等の共用空間で構成されるユニット型施設を推進しているところです。ユニット型の定員割合は2年度末で55%であり、個室に限定されるのは新設施設のみですので、一定数の多床室は確保される見込みです。介護人材の養成、確保については計画にも位置づけ、引き続き取り組んでいます。
小野寺 慎一郎	特別養護老人ホームの従来型居室の定員に係る基準について	当面、既存の多床室の数は維持されるといっても、今後施設の老朽化が進めば使用できなくなることも考えられます。国民年金で暮らす高齢者など、低額で入居できる施設に対する需要は依然多いことから、そうした方々に配慮した施策と、その基礎となる多床室に係るニーズ調査が必要と考えます。	既存施設の中で多床室のニーズを受け止めることが可能と考えておりますが、今後老朽化による建替えが行われると、多床室のニーズを受け止められなくなる可能性がありますので、急激な多床室の減少を避けるため、地域医療介護総合確保基金の大規模修繕のメニューを、更に使いやすくするよう国に要望するなど、必要な対策を行ってまいります。また、高齢者の入所需要や所得の状況を踏まえた多床室のニーズを把握し、必要な対応を検討していきます。
君嶋 ちか子	特別養護老人ホームの従来型居室の定員に係る基準について	老人ホーム入所の方には、様々な要望があり、個室を希望する方もいれば、多床室希望の方もいるときいています。なのであれば、一定の比率で、多床室も用意した方が、利用者の要望に沿った施設となるのではないのでしょうか。	今後、新規に立てられる施設は全て個室となりますが、あくまでもこの条例は新規若しくは増築の施設に適用される場所ですので、当面経過措置を延長しないこととしても、既存の一定数の多床室は維持されることから、現行の待機者の状況を踏まえると、多床室の入所ニーズも受け止めることは可能であるとと考えております。

委員名	項目	質疑等	回答
鈴木 クリス チーナ 美幸	福祉子どもみらい局所 管計画等の改定時期の 変更について	新型コロナウイルス感染症対策の影響により未定の子供・若者育成支援推進大綱は 国大綱の改定を待たず、独自に支援計画を進めることはできませんでしょうか？	<p>現行の「かながわ青少年育成・支援指針」は、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置付けています。同条では、都道府県は、国の「子供・若者育成支援推進大綱」を勘案して計画を作成することを努力義務としています。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症による県民生活への影響が大きいため、その影響を把握・分析したうえで、改定する指針に反映する必要があるため、指針の改定時期を令和3年度にしました。</p> <p>なお、内閣府は、令和3年3月末を目途に新大綱を策定予定であるとしています。県の青少年の状況等を把握するとともに、新大綱を勘案しながら改定作業を進めてまいります。</p>